

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会車両整備管理要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定により選任された整備管理者の職務を執行するのに必要な権限に係るサービス及び輸送車両の運転者(以下「運転者」という。)のサービスに関し必要な事項を定めるものとする。

(安全性等の確保)

第2条 整備管理者は、運行管理者の命を受け、整備管理者及び運転者の指導監督並びに自動車の整備、保安等に関し常に適切な処置を講じ、自動車の安全性及び経済性を確保するよう努めなければならない。

(決定)

第3条 整備管理者は、サービスの執行に際し、運行管理者と相互連絡を保ち、公正かつ合理的な決定をしなければならない。

(処理事項)

第4条 整備管理者は、自動車の整備、保安等に関し、次に掲げる事項を処理しなければならない。

(1) 定期点検整備計画に関すること。

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。以下「省令」という。)に基づき、運行管理者と協議し、所属自動車の定期点検整備計画表を作成し、その実施に努めること。

(2) 作業点検に関すること。

省令に基づいて、作業点検実施計画及び同実施要領を作成し、その適正な実施を図ること。

(3) 作業の可否並びに運行の方法及び経路等の制限に関すること。

自動車、天候、路面等の状況を十分検討したのち、運行管理者と協議し、自動車の作業の可否、運行の条件等を決定し、その旨関係部門の長に通報すること。

(4) 自動車定期点検記録簿の調整及び保管に関すること。

自動車定期点検記録簿を調整保管し、常に所属自動車の状態の把握に努めること。

(5) 車庫の管理に関すること。

省令に規定する車庫の洗車設備、機械器具等の使用要領を作成し、適正な管理に努めるとともに、それらが常時車庫基準に適合しているよう整備保管に努めること。

(6) 自動車の事故防止に関すること。

自動車の故障又は事故に関する統計表を作成し、関係資料の収集と相まって事故防止対策を樹立すること。

(報告)

第5条 整備管理者は、所轄の業務に関し重大又は異例の事項があると認めるときは、速やかに運行管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(指示)

第6条 運転者は、別に定めるもののほか、次に掲げる整備管理者の指示に従わなければならない。

(1) 仕業点検に関する指示

(2) 仕業の可否に関する指示

(3) 運行の最高速度、経路又は使用地域を指定する等、使用上の制限に関する指示

(4) 車庫の管理に関する指示

(5) 前各号に掲げるもののほか、自動車の操縦、給油、清掃等、自動車の設置に必要な事項に関する指示

(自動車の状態の報告)

第7条 運転者は、自己の運転する自動車の状態について、所定の方式により速やかに整備管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

この要綱は平成18年6月13日から施行する。

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会車両安全服務規律

点検事項

1. 事故発生等緊急時の連絡・指示体制の整備状況

- (1) 事故・災害及びテロ発生等の緊急時における指示、連絡、通報体制及び責任体制が明確化されているか
- (2) 気象情報・道路情報の把握は確実になされているか
- (3) 運行管理規程の内容が関係法令等必要事項を満足しているか
- (4) 運行管理規程は、具体的かつ、分かりやすいものか
- (5) 安全服務規律等は、具体的かつ、分かりやすいものか
- (6) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか
- (7) テロ対策が確実に図られ、徹底されているか

2. 教育・訓練による社内規程の徹底

- (1) 事故・災害及びテロ等が発生した場合、死傷者に対する処置及び緊急時の連絡等が迅速、かつ、的確に処理が行えるよう運行管理者等に対し周知徹底が図られているか
- (2) 運行管理規程等の車内規程の内容について運行管理者へ周知徹底が図られているか
- (3) 自動車点検基準等の社内規定の内容について整備管理者への周知徹底が図られているか
- (4) 安全服務規律等社内規程の内容について乗務員への周知徹底が図られているか

3. 過労運転、過積載運行の禁止等運行管理の実施状況

- (1) 過積載運行の防止が図られているか
- (2) 過労運転の防止が図られているか
- (3) 交通法等の関係法令が遵守されているか
- (4) 秩序ある駐停車が行われているか
- (5) 事故の実態が確実に把握され、事故防止対策が図られているか

4. 乗務員への安全確保に関する指導・監督等の実施状況

- (1) 点呼が確実に実施されているか
- (2) 運転者の報告は確実に行われているか
- (3) 自動車事故の再発防止について十分な指導・監督が行われているか
- (4) 最高速度の遵守等道路交通法関係法令の遵守に関する運転者への指導は適切に行われて

いるか

5. 日常点検及び定期点検整備の実施状況

- (1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか
- (2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造の防止が徹底されているか

第
3 実施要項

1. 自動車運送事業者における実施事項

自動車運送事業者については、総点検最高責任者(以下「最高責任者」という。)及び各営業所に実施責任者(以下「責任者」という。)を選任し、事前に十分な計画を定めて、第2の「点検事項」について確実に点検を実施すること。

なお、責任者は、総点検の実施状況について随時社内検査を行い指導監督するとともに総点検で発見された不備事項は、できる限り早期に改善するよう努めること。

2. 自動車分解整備事業者における実施事項

自動車分解整備事業者においては、最高責任者及び各事業所に責任者を選任し、事業所内の整理・整頓、点検整備作業用機器の点検を実施するとともに、自動車交通の安全を確保するため適正な整備作業を励行すること。

3. その他

運行前点検記録簿						
局長	運行 管理 者	整備 管理 者	代務 者	運 行	可	特定
					否	
					制限	氏名 印

車両番号 _____

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	<p>1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ききがないこと。</p> <p>2 ブレーキの液量が十分であること。</p> <p>3 空気圧の上り具合が不良でないこと。</p> <p>4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。</p> <p>5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。</p>
2 タイヤ	<p>1 タイヤの空気圧が適当であること。</p> <p>2 亀裂及び損傷がないこと。</p> <p>3 異状な摩耗がないこと。</p> <p>4 金属片、石その他の異物がないこと。</p> <p>5 クリップボルトのゆるみがないこと。</p> <p>※6 溝の深さが十分であること。</p>

3 原動機	<p>1 ラジエータ等の冷却装置から水漏れがないこと。</p> <p>2 冷却水の量が十分であること。</p> <p>3 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。</p> <p>4 エンジン・オイルの量が適当であること。</p>
4 燃料装置	燃料の量が十分であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 後写鏡及び反射鏡	写影が不良でないこと。
7 反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	汚れ及び損傷がないこと。
8 前日の運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

注 1 点検内容欄には、良は○印、不良は×印を記入すること。

2 ※印の点検は 80 km 毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合には行なわなくてもよい。